

和歌山県特別栽培農産物の認証基準

第1 特別栽培農産物の品目

和歌山県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する和歌山県特別栽培農産物（節減対象農薬並びに化学肥料を使用していない農産物を除く）の品目は、別表第1のとおりとする。

第2 生産の基準

(1) ほ場の設定

和歌山県特別栽培農産物を生産する一定区画のほ場は、他のほ場と明瞭に区別をすることが可能であって、かつ確認責任者による栽培の管理方法の調査等が随時可能な場所に設置すること。

(2) 種苗

遺伝子組換え技術により育成された品種の種子及び苗でないこと。

(3) 土壌管理

土壌診断に基づき適正な有機物の投入による土づくりに努めていること。

(4) 病害虫および雑草管理

耕種的防除、物理的防除、生物的防除等を取り入れ、できるだけ化学合成農薬に頼らない病害虫防除及び雑草防除に努めていること。

(5) 他の農産物との混合防止

収穫後の輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、和歌山県特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

(6) 節減対象農薬および化学肥料の使用基準

ア 節減対象農薬の農薬成分使用回数は、生産過程等において使用した延べ有効成分の回数とし、別表1の5割減使用回数以下とする。ただし、節減対象農薬不使用の種子又は苗の入手が困難なときは、節減対象農薬の慣行的農薬成分使用回数から次に定める回数を減じて得た回数の5割減使用回数以下とする。

（ア）種子の入手が困難なとき 種子消毒の農薬成分使用回数

（イ）苗の入手が困難なとき 種子消毒の農薬成分使用回数に育苗期間の農薬成分使用回数を加えて得た回数

イ 化学肥料の使用量は、圃場において使用した全窒素分量とし、別表1の5割減使用量以下とする。

ウ 除草剤、生育調節剤は、節減対象農薬の農薬成分使用回数に含まれる。ただし、トマト、ナスの着果促進剤の単花処理及びいちじくの熟期促進剤は、生育期間中を通じ1回とカウントする。

エ 展着剤は、節減対象農薬の農薬成分使用回数にカウントしない。

附 則

この基準は平成13年12月3日から施行する。

附 則

この基準は平成14年3月25日から施行する。

附 則

この基準は平成14年11月19日から施行する。

附 則

この基準は平成15年6月4日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成15年11月11日から施行する。

2 この基準による改正後の和歌山県特別栽培農産物の認証基準の規定にかかわらず、平成16

年3月以前に生産された農産物の認証基準については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成16年8月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成19年9月10日から施行する。

2 この基準による改正後の和歌山県特別栽培農産物の認証基準の規定にかかわらず、平成20年3月以前に生産された農産物の認証基準については、なお従前の例によることができる。

附 則

この基準は、平成19年12月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年8月17日から施行する。

2 この基準による改正後の和歌山県特別栽培農産物の認証基準の規定にかかわらず、平成24年3月以前に生産された農産物の認証基準については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月11日から施行する。

別表1

節減対象農薬の農薬成分使用回数及び化学肥料による窒素成分使用量の慣行基準値
(認証基準値は表中の5割減使用回数及び5割減使用量)

(1)水稲、野菜

作物名	品種、作型等		本圃での栽培時期 は種*/定植 ～収穫終了	節減対象農薬の慣行的農薬成分使用回数 ()内は5割減使用回数	種子消毒の農薬成分使用回数	育苗期間の農薬成分使用回数	化学肥料(窒素成分)の慣行的使用量(NKg/10a) ()内は5割減使用量
水稲	早生種	コシヒカリ	5上～8下	20(10)	3	0	6(3)
		その他の品種	5上～9中	20(10)	3	0	9.3(4.6)
	中晩生種		6中～10上中	22(11)	3	0	9.6(4.8)
きゅうり	促成(ハウス)		10中～4中	29(14)	2	4	60(30)
	半促成		1上～7上	25(12)	2	2	50(25)
	普通(露地)		5上～9上	31(15)	2	4	30(15)
	抑制		7上～12上	34(17)	2	2	40(20)
すいか	トンネル(露地)		4下～8中	22(11)	2	4	15(7.5)
トマト	促成(ハウス)		8上～4上	44(22)	1	6	30(15)
	半促成(ハウス)		2中～7中	30(15)	1	4	25(12.5)
	雨よけ・普通		5上～9上	35(17)	1	6	20(10)
なす	半促成(ハウス)		2下～9下	47(23)	1	4	50(25)
	普通(露地)		5上～11上	41(20)	1	4	50(25)
ピーマン	半促成(ハウス)		2中～9中	33(16)	1	4	45(22.5)
	普通(露地)		4下～10下	29(14)	1	4	35(17.5)
ししとう	露地		4～11	30(15)	2	2	32(16)
キャベツ	冬どり(露地)		9下～2下	16(8)	1	5	35(17.5)
ブロッコリー	冬どり(露地)		10上～2下	13(6)	1	3	35(17.5)
カリフラワー	冬どり(露地)		9下～5下	10(5)	2	3	32(16)
アスパラガス	半促成長期どり(施設) (2年日以降)		収穫時期 3上～11中	18(9)	-	-	50(25)
はくさい	冬どり(露地)		10上～2下	16(8)	1	3	40(20)
チンゲンサイ	夏秋どり(ハウス)			8(4)	1	2	15(7.5)
	冬春どり(ハウス)			7(3)	1	2	15(7.5)
	露地		9中*～6中	7(3)	1	0	15(7.5)
こまつな	夏秋どり(露地)			10(5)	2	0	20(10)
	冬春どり(露地)			10(5)	2	0	25(12.5)
たまねぎ	露地		11上～5下	15(7)	1	2	26(13)
	密植マルチ、露地 (約38,000本/10a)		11上～5下	13(6)	1	3	35(17.5)
ねぎ	露地			16(8)	1	5	20(10)
	ハウス			17(8)	1	2	15(7.5)
ほうれんそう	露地			8(4)	2	0	20(10)
	ハウス			9(4)	2	0	10(5)
きぬさやえんどう	夏まき(露地)		8上*～12下	27(13)	1	0	16(8)
	秋まき(露地)		10上*～4下	22(11)	1	0	16(8)
	秋まき冬春どり(ハウス)		8下*～4下	24(12)	1	0	18(9)
うすいえんどう	普通(露地)		10中*～5下	19(9)	1	0	12.8(6.4)
	秋まき冬春どり(ハウス)		9上*～5下	25(12)	2	0	30(15)
いちご	促成(ハウス)		9中～5下	32(16)	-	11	20(10)
メロン	施設		2中～6下	18(9)	2	4	15(7.5)
だいこん			9上*～2下	11(5)	1	0	25(12.5)
にんじん	秋冬どり(露地)		8上*～2下	11(5)	2	0	25(12.5)
	初夏どり(露地)		1上*～6上	14(7)	2	0	25(12.5)
ごぼう	露地		10中*～6中	9(4)	2	0	20(10)
さつまいも	露地		2上～7下	10(5)	0	2	6(3)
レタス	冬どり(露地・トンネル)		9上*～2下	9(4)	1	0	25(12.5)
しゅんぎく	露地・ハウス			7(3)	1	0	15(7.5)
しそ	露地		3中*～8下	11(5)	1	0	44(22)
おおば	施設(夏どり)		2下*～12下	18(9)	1	1	30(15)
	施設(冬どり)		8上*～6中	16(8)	1	1	30(15)
みずな	露地		9下*～2下	8(4)	0	2	24(12)
	施設(冬どり)		10中*～3中	7(3)	0	2	12(6)
	施設(夏どり)		4中*～10中	7(3)	0	2	12(6)
にんにく	露地		9中～5中	10(5)	1	-	25.2(12.6)
にがうり	露地		2中*～10下	18(9)	2	4	30(15)
かぶ	露地		9上*～1下	9(4)	1	0	20(10)

注) 1 節減対象農薬不使用の種子又は苗の入手が困難なときは、節減対象農薬の慣行的農薬成分使用回数から次に定める回数を減じて得た回数を慣行基準値とし、その5割減使用回数を認証基準値とする。

(1) 種子の入手が困難なとき 種子消毒の農薬成分使用回数

(2) 苗の入手が困難なとき 種子消毒の農薬成分使用回数に育苗期間の農薬成分使用回数を加えて得た回数

2 いちごの生産過程等は、株分け時点からとする。

(2) 果樹

作 目	品種、作型等	節減対象農薬の 慣行的農薬成分使用回数 ()内は5割減使用回数	化学肥料(窒素成分)の 慣行的使用量(NKg/10a) ()内は5割減使用量
温州みかん	(露地) (施設)	18 (9) 23 (11)	20 (10) 21 (10.5)
中晩柑類	グループa はっさく 伊予柑 甘夏 清見 三宝柑 ユズ ダイダイ レモン はるみ せとか 春峰	16 (8)	30 (15)
	グループb ネーブル ポンカン しらぬひ セミノール	16 (8)	25 (12.5)
	グループc キンカン	14 (7)	14 (7)
か き	(露地) 富有	17 (8)	18 (9)
	その他のかき	16 (8)	18 (9)
	(施設)	8 (4)	18 (9)
う め	南 高・在来種	14 (7)	30 (15)
	古 城・小 梅	12 (6)	25 (12.5)
も も	早生	19 (9)	12 (6)
	中 晩 生	23 (11)	14 (7)
ぶどう	巨峰・ピオーネ	17 (8)	9 (4.5)
	(施設)	19 (9)	9 (4.5)
すもも		13 (6)	19 (9.5)
さくらんぼ	(施設)	14 (7)	13 (6.5)
いちじく		21 (10)	9 (4.5)
な し		23 (11)	18 (9)
キウイフルーツ		14 (7)	25 (12.5)
びわ		6 (3)	18 (9)
ブルーベリー		10 (5)	12 (6)
マンゴー		7 (3)	15 (7.5)

(用語説明及び留意点)

和歌山県特別栽培農産物の認証基準及び別表1に使用されている「節減対象農薬の農薬成分使用回数」とは、農産物の栽培過程で病害虫防除に使用される殺虫成分、殺菌成分等を成分ごとにカウントした累積回数であり、農薬散布は、1度に複数の農薬成分を組み合わせて使用する場合があることから、実際の農薬散布回数は、上記回数より下回りますので誤解のないようにしてください。